

○南島原市社会体育施設条例

平成18年3月31日

条例第87号

(設置)

第1条 市民の健康の増進と相互のふれあいを深めるとともに、体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、生活文化の向上に資するため、南島原市社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 体育施設は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 体育施設は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市民の健康増進及び生活文化の向上に関する施設及び設備の提供
- (2) その他目的達成に必要な事業

(休業日及び利用時間)

第5条 体育施設の休業日及び利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 体育施設（附属設備等を含む。以下同じ。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を許可しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) 営利又は特定の営利事業を援助することを目的とするとき。
- (3) 建造物及びその附属物を滅失又はき損するおそれがあるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他体育施設の管理及び運営に支障があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外に体育施設を利用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、又は譲渡してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、使用料として、別表第3に定める額を納付しなければならない。

2 教育委員会が、特別な事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の免除)

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。
- (2) 利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、承認を得たとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、体育施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、

又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により利用の許可の取消し又は中止の処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により体育施設を損傷し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為の禁止)

第15条 体育施設においては、入場者等を対象とする物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特に許可したときはこの限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育施設の休業日を変更し、若しくは別に定め、又は利用時間を変更することができる。

3 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条及び第9条第1項の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項の規定中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第17条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 体育施設の利用の許可に関する業務
- (3) 体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 体育施設の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が体育施設の管理上必要と認める業務
(利用料金)

第18条 第10条第1項の規定にかかわらず、第16条第1項の規定により、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、体育施設の利用者は、利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、体育施設を利用する前に納めなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、これを体育施設を利用した後に納めることができる。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 4 利用料金の額は、別表第3に定める額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深江町体育館の設置及び管理運営に関する条例（昭和58年深江町条例第13号）、深江町船津トレーニング場の設置及び管理使用に関する条例（平成6年深江町条例第9号）、深江町町民運動場の設置及び管理に関する条例（昭和53年深江町条例第1号）、深江町柔剣道場の設置及び管理に関する条例（平成2年深江町条例第3号）、深江町弓道場、相撲場の設置及び管理に関する条例（昭和53年深江町条例第22号）、深江町小・中学校体育施設の管理使用に関する条例（昭和58年深江町条

例第14号)、深江町瀬野運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成11年深江町条例第4号)、深江町須ノ崎運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成11年深江町条例第5号)、深江町みどりが丘運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成12年深江町条例第29号)、深江町小林第一運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成12年深江町条例第30号)、深江町小林第二運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成13年深江町条例第17号)、深江町小林第三運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成13年深江町条例第18号)、深江町馬場第一運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成14年深江町条例第2号)、深江町瀬野第二運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成15年深江町条例第16号)、照明施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年布津町条例第16号)、布津町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和55年布津町条例第3号)、布津町テニスコートの設置及び管理に関する条例(平成10年布津町条例第12号)、布津町ふるさと道場の設置及び管理に関する条例(平成4年布津町条例第2号)、布津町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和55年布津町条例第3号)、有家町体育施設設置条例(昭和56年有家町条例第5号)、有家町体育施設の管理使用に関する条例(昭和56年有家町条例第6号)、西有家町体育施設の管理に関する条例(昭和57年西有家町条例第6号)、西有家町B&G海洋センターの管理に関する条例(昭和57年西有家町条例第5号)、西有家町見岳地区社会体育用プール設置条例(昭和60年西有家町条例第22号)、北有馬町社会体育施設の設置及び管理等に関する条例(平成17年北有馬町条例第6号)、ふれあい交流広場の設置及び管理等に関する条例(平成6年北有馬町条例第7号)、北有馬町公の施設使用料条例(昭和52年北有馬町条例第2号)、南有馬町運動公園の設置及び管理に関する条例(平成3年南有馬町条例第16号)、南有馬町武道館の設置及び管理に関する条例(平成15年南有馬町条例第8号)、南有馬町民プールの設置及び管理に関する条例(昭和58年南有馬町条例第6号)、南有馬町夜間照明施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年南有馬町条例第19号)、口之津町体育施設の設置に関する条例(昭和55年口之津町条例第12号)、口之津町体育施設の管理使用に関する条例(昭和53年口之津町条例第17号)、口之津町民プールの設置及び管理に関する条例(昭和63年口之津町条例第1号)、加津佐町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(昭和60年加津佐町条例第18号)、加津佐町民グラウンドの設置及び管理に関する条例(昭和59年加津佐町条例第7号)、夜間照明施設の設置及び管理に関する条例(昭和53年加津佐町条例第15号)、加津佐町弓道場の設置及び

管理に関する条例（平成10年加津佐町条例第9号）又は加津佐勤労者体育館の設置及び管理運営に関する条例（平成15年加津佐町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年7月24日条例第198号）

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第3の規定は、平成23年4月1日以後の利用に係る使用料について適用する。

附 則（平成26年3月25日条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第12号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第33号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第17号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月13日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第11号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月9日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年3月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日以後の使用に係る使用の許可、指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

附 則（令和5年10月6日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月26日条例第14号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月24日条例第16号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称		位置
南島原市深江運動場		南島原市深江町戊3987番地76
南島原市深江体育館		南島原市深江町丁3516番地
南島原市深江船津トレーニング場		南島原市深江町丙419番地7
南島原市深江柔剣道場		南島原市深江町丁3061番地
南島原市深江弓道場		南島原市深江町丁3056番地
南島原市深江相撲道場		南島原市深江町丁3142番地
南島原市深江みどりが丘運動広場		南島原市深江町丁7659番地4
南島原市深江小林第一運動広場		南島原市深江町乙1047番地
南島原市深江小林第三運動広場		南島原市深江町乙1473番地5
南島原市深江須ノ崎運動広場		南島原市深江町丙453番地2
南島原市深江瀬野運動広場		南島原市深江町丁4761番地1
南島原市深江瀬野第二運動広場		南島原市深江町丁5312番地
南島原市深江馬場第一運動広場		南島原市深江町丙1000番地
南島原市深江中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市深江町丁3179番地
南島原市深江中学校テニスコート夜間照明施設		南島原市深江町丁3179番地
南島原市布津グラウンド		南島原市布津町丙4620番地85
南島原市布津テニスコート		南島原市布津町乙1345番地
南島原市布津第一体育館		南島原市布津町甲400番地
南島原市布津第二体育館		南島原市布津町丙825番地1
南島原市布津ふるさと道場	道場	南島原市布津町乙1663番地1
	相撲場	
南島原市布津中央地区運動広場		南島原市布津町乙990番地1
南島原市布津南部地区運動広場		南島原市布津町甲1151番地

南島原市布津北部地区運動広場		南島原市布津町丙1748番地 1
南島原市布津中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市布津町乙1653番地
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市布津町丙2365番地
南島原市有家総合運動公園	グラウンド	南島原市有家町小川957番地
	テニスコート	
	ゲートボール場	
	ふれあい広場	
	多目的芝生広場	
南島原市有家蒲河体育館		南島原市有家町蒲河1638番地
南島原市有家新切体育館		南島原市有家町尾上3040番地 3
南島原市有家柔剣道場		南島原市有家町山川344番地
南島原市有家弓道場		南島原市有家町山川1200番地
南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市有家町山川344番地
南島原市西有家見岳体育館		南島原市西有家町見岳1120番地 1
南島原市西有家長野体育館		南島原市西有家町長野1832番地 1
南島原市西有家B & G海洋センター	体育館	南島原市西有家町龍石788番地97
	プール	
南島原市西有家弓道場		南島原市西有家町須川78番地
南島原市西有家中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市西有家町須川91番地
南島原市西有家中学校テニスコート夜間照明施設		南島原市西有家町須川91番地
南島原市北有馬ふれあい交流広場	グラウンド	南島原市北有馬町丙3701番地
	テニスコート	
	イベント広場	
	草スキー場	
	わんぱく広場	
南島原市北有馬田平体育館		南島原市北有馬町戊2030番地 1
南島原市北有馬坂下地区運動広場		南島原市北有馬町乙239番地 1
南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市北有馬町丁62番地 1

南島原市南有馬運動公園	グラウンド	南島原市南有馬町乙2165番地
	テニスコート	南島原市南有馬町乙2160番地
	プール	南島原市南有馬町乙2207番地
南島原市多目的運動広場	人工芝グラウンド	南島原市南有馬町丁508番地
	芝生広場	
	屋内交流広場	
	多目的交流室	
南島原市南有馬体育館		南島原市南有馬町乙1361番地
南島原市南有馬吉川体育館		南島原市南有馬町甲612番地
南島原市南有馬古園体育館		南島原市南有馬町己234番地 1
南島原市南有馬梅谷体育館		南島原市南有馬町己2871番地 2
南島原市南有馬武道館		南島原市南有馬町乙1360番地
南島原市南有馬ゲートボール場		南島原市南有馬町乙469番地
南島原市南有馬吉川地区運動広場		南島原市南有馬町甲612番地
南島原市南有馬白木野地区運動広場		南島原市南有馬町丙1795番地
南島原市南有馬梅谷地区運動広場		南島原市南有馬町己2854番地 3
南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市南有馬町乙856番地 5
南島原市口之津体育館		南島原市口之津町丙2093番地 1
南島原市口之津第二体育館		南島原市口之津町丁4073番地
南島原市口之津第三体育館		南島原市口之津町乙2240番地
南島原市口之津プール		南島原市口之津町丙2104番地 1
南島原市口之津相撲場		南島原市口之津町丙2104番地 1
南島原市口之津中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市口之津町丙3476番地
南島原市口之津運動広場		南島原市口之津町丁5611番地 1
南島原市加津佐グラウンド		南島原市加津佐町丁 1 番地 1
南島原市加津佐テニスコート		南島原市加津佐町丁29番地 1
南島原市加津佐宮原体育館		南島原市加津佐町丁1314番地
南島原市加津佐津波見体育館		南島原市加津佐町甲2131番地

南島原市加津佐山口体育館		南島原市加津佐町戊1208番地
南島原市加津佐野田体育館		南島原市加津佐町乙1172番地
南島原市加津佐B & G海洋センター	体育館	南島原市加津佐町丁1番地1
	プール	
	武道館	
南島原市加津佐弓道場		南島原市加津佐町丁29番地1
南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市加津佐町己3318番地

別表第2（第5条関係）

名称	休業日	利用時間
南島原市深江運動場	(1) 12/29～翌年1/3	8：30～22：00
南島原市布津グラウンド		
南島原市多目的運動広場人工芝グラウンド		
南島原市多目的運動広場芝生広場		
南島原市多目的運動広場屋内交流広場		
南島原市多目的運動広場多目的交流室		
南島原市有家総合運動公園グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3	9：00～22：00
南島原市南有馬運動公園グラウンド		
南島原市北有馬ふれあい交流広場グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週火曜日	9：00～22：00
南島原市加津佐グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9：00～22：00
南島原市深江中学校屋外運動場夜間照明施設	(1) 12/29～翌年1/3	18：00～22：00
南島原市深江中学校テニスコート夜間照明施設		
南島原市布津中学校屋外運動場夜間照		

明施設		
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照		
明施設		
南島原市有家中学校屋外運動場夜間照		
明施設		
南島原市西有家中学校屋外運動場夜間		
照明施設		
南島原市西有家中学校テニスコート夜		
間照明施設		
南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照		
明施設		
南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間		
照明施設		
南島原市口之津中学校屋外運動場夜間		
照明施設		
南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間		
照明施設		
南島原市布津テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3	8 : 30～22 : 00
南島原市有家総合運動公園テニスコ	(1) 12/29～翌年1/3	9 : 00～22 : 00
ト		
南島原市南有馬運動公園テニスコート		
南島原市北有馬ふれあい交流広場テニ	(1) 12/29～翌年1/3	9 : 00～22 : 00
スコート	(2) 毎週火曜日	
南島原市加津佐テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3	9 : 00～22 : 00
	(2) 毎週月曜日	
	(3) 祝日の翌日	
南島原市深江体育館	(1) 12/29～翌年1/3	9 : 00～22 : 00
南島原市深江船津トレーニング場		

南島原市布津第一体育館		
南島原市布津第二体育館		
南島原市有家蒲河体育館		
南島原市有家新切体育館		
南島原市西有家見岳体育館		
南島原市西有家長野体育館		
南島原市北有馬田平体育館		
南島原市南有馬体育館		
南島原市南有馬吉川体育館		
南島原市南有馬古園体育館		
南島原市南有馬梅谷体育館		
南島原市口之津体育館		
南島原市口之津第二体育館		
南島原市口之津第三体育館		
南島原市加津佐津波見体育館		
南島原市加津佐山口体育館		
南島原市加津佐野田体育館		
南島原市西有家B＆G海洋センター体育館	(1) 12／29～翌年1／3 (2) 毎週月曜日	9：00～22：00
南島原市加津佐宮原体育館	(3) 祝日の翌日	
南島原市加津佐B＆G海洋センター体育館		
南島原市西有家B＆G海洋センタープール	(1) 10／1～翌年5／31 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9：00～17：00
南島原市南有馬運動公園プール	(1) 10／1～翌年5／31 (2) 毎週月曜日	10：00～20：00
南島原市口之津プール	(1) 10／1～翌年5／31	10：00～12：00

	(2) 毎週月曜日	12 : 30～14 : 30 15 : 00～17 : 00
南島原市加津佐B & G海洋センタープール	(1) 10 / 1 ～翌年5 / 31 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～22 : 00
南島原市深江柔剣道場	(1) 12 / 29～翌年1 / 3	9 : 00～22 : 00
南島原市有家柔剣道場		
南島原市南有馬武道館		
南島原市布津ふるさと道場	(1) 12 / 29～翌年1 / 3 (2) 毎週月曜日	13 : 00～22 : 00
南島原市加津佐B & G海洋センター武道館	(1) 12 / 29～翌年1 / 3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～22 : 00
南島原市深江弓道場	(1) 12 / 29～翌年1 / 3	9 : 00～22 : 00
南島原市有家弓道場		
南島原市西有家弓道場		
南島原市加津佐弓道場	(1) 12 / 29～翌年1 / 3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～22 : 00
南島原市布津ふるさと道場相撲場	(1) 12 / 29～翌年1 / 3 (2) 毎週月曜日	13 : 00～22 : 00
南島原市深江相撲道場	無休	—
南島原市口之津相撲場		
南島原市深江みどりが丘運動広場	無休	—
南島原市深江小林第一運動広場		
南島原市深江小林第三運動広場		
南島原市深江須ノ崎運動広場		
南島原市深江瀬野運動広場		

南島原市深江瀬野第二運動広場		
南島原市深江馬場第一運動広場		
南島原市布津中央地区運動広場		
南島原市布津南部地区運動広場		
南島原市布津北部地区運動広場		
南島原市有家総合運動公園ゲートボール場		
南島原市北有馬坂下地区運動広場		
南島原市南有馬ゲートボール場		
南島原市南有馬吉川地区運動広場		
南島原市南有馬白木野地区運動広場		
南島原市南有馬梅谷地区運動広場		
南島原市口之津運動広場		
南島原市有家総合運動公園ふれあい広場		
南島原市有家総合運動公園多目的芝生無休広場		9 : 00～22 : 00
南島原市北有馬ふれあい交流広場イベント広場	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週火曜日	9 : 00～22 : 00
南島原市北有馬ふれあい交流広場草スキー場		
南島原市北有馬ふれあい交流広場わんぱく広場	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週火曜日	9 : 00～17 : 00

別表第3（第10条、第18条関係）

1 グラウンド

名称	単位	金額	
		昼間	夜間（照明利用時）
南島原市深江運動場	ソフトボールコート	100円	1,000円

南島原市布津グラウンド	ト		(加津佐グラウンドで照明設備を、2灯のみ利用する場合は、500円)
南島原市有家総合運動公園グラウンド	1面 1時間		
南島原市北有馬ふれあい交流広場グラウンド			
南島原市南有馬運動公園グラウンド			
南島原市加津佐グラウンド			
南島原市多目的運動広場人工芝グラウンド	全面 1時間	一般 1,600円	一般 3,600円
		高校生以下 800円	高校生以下 2,800円
	半面 1時間	一般 800円	一般 1,800円
		高校生以下 400円	高校生以下 1,400円

2 夜間照明施設

名称	単位	金額
南島原市深江中学校屋外運動場夜間照明施設	ソフトボールコート 1面 1時間	1,000円
南島原市布津中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市西有家中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市口之津中学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間照明施設		
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設	全面 1時間	500円
南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間照明施設		

南島原市深江中学校テニスコート夜間照明施設	1面 1時間	300円
南島原市西有家中学校テニスコート夜間照明施設		

3 テニスコート

名称	単位	金額	
		昼間	夜間 (照明利用時)
南島原市布津テニスコート	1面 1時間	100円	300円
南島原市有家総合運動公園テニスコート			
南島原市北有馬ふれあい交流広場テニスコート			
南島原市南有馬運動公園テニスコート			
南島原市加津佐テニスコート			
南島原市加津佐テニスコート (壁打ちコート)			

4 体育館

名称	単位	金額
南島原市深江体育館 (1階アリーナ)	1 / 3面 (バレーボールコート1面) 1時間	200円
南島原市南有馬体育館 (1階アリーナ)		
南島原市有家新切体育館	1 / 2面 (バレーボールコート1面) 1時間	200円
南島原市西有家B&G海洋センター 体育館		
南島原市南有馬吉川体育館		
南島原市口之津体育館		
南島原市口之津第二体育館		
南島原市加津佐宮原体育館		
南島原市加津佐B&G海洋センター 体育館		
南島原市深江船津トレーニング場	全面 (バレーボールコート1面) 1時間	200円
南島原市布津第一体育館		
南島原市布津第二体育館		

南島原市有家蒲河体育館		
南島原市西有家見岳体育館		
南島原市西有家長野体育館		
南島原市北有馬田平体育館		
南島原市南有馬古園体育館		
南島原市南有馬梅谷体育館		
南島原市口之津第三体育館		
南島原市加津佐津波見体育館		
南島原市加津佐山口体育館		
南島原市加津佐野田体育館		
南島原市深江体育館 2階卓球場	全面 1時間	100円
南島原市南有馬体育館 2階卓球場		

5 プール

名称	区分	金額
南島原市西有家B&G海洋センタープール	大人 1回	100円
南島原市加津佐B&G海洋センタープール	小人（中学生以下）	無料
南島原市南有馬運動公園プール	大人 1回	100円
南島原市口之津プール	小人（中学生以下3歳以上） 1回	50円

6 武道場

名称	単位	金額
南島原市布津ふるさと道場	1フロア 1時間	300円
南島原市南有馬武道館		
南島原市深江柔剣道場	1フロア 1時間	200円
南島原市有家柔剣道場		
南島原市加津佐B&G海洋センター 武道館		
南島原市布津ふるさと道場トレーニング室	1時間	100円

7 弓道場

名称	単位	金額
南島原市深江弓道場	1 時間	50円
南島原市有家弓道場		
南島原市西有家弓道場		
南島原市加津佐弓道場		

8 相撲場

名称	金額
南島原市深江相撲道場	無料
南島原市布津ふるさと道場 相撲場	
南島原市口之津相撲場	

9 ゲートボール場・グラウンドゴルフ場

名称	金額
南島原市深江みどりが丘運動広場	(1) 昼間 無料
南島原市深江小林第一運動広場	(2) 夜間 (照明利用時) 1 時間 500 円
南島原市深江小林第三運動広場	
南島原市深江須ノ崎運動広場	
南島原市深江瀬野運動広場	
南島原市深江瀬野第二運動広場	
南島原市深江馬場第一運動広場	
南島原市布津中央地区運動広場	
南島原市布津南部地区運動広場	
南島原市布津北部地区運動広場	
南島原市有家総合運動公園ゲートボール場	
南島原市北有馬坂下地区運動広場	
南島原市南有馬ゲートボール場	
南島原市南有馬吉川地区運動広場	
南島原市南有馬白木野地区運動広場	
南島原市南有馬梅谷地区運動広場	

南島原市口之津運動広場	
-------------	--

10 その他の施設

名称	単位	金額		
南島原市北有馬ふれあい交流広場 イベント広場	1団体 半日	5,000円		
南島原市北有馬ふれあい交流広場 草スキー場	用具貸出 1回	100円		
南島原市北有馬ふれあい交流広場 わんぱく広場	—	無料		
南島原市有家総合運動公園 ふれあい広場	—	無料		
南島原市有家総合運動公園 多目的芝生広場	全面 1時間	(1) 昼間 無料 (2) 夜間 (照明利用時) 1,000円		
南島原市多目的運動広場 芝生広場	全面 1時間	一般 800円		
		高校生以下 400円		
南島原市多目的運動広場 屋内交流広場	全面 1時間	200円		
南島原市多目的運動広場 多目的交流室	1時間	300円		
南島原市加津佐B&G海洋センター 船艇等備品	器材名	単位	金額	乗員
	OPヨット	1艇 1時間	100円	小学生2人、中学生以上1人
	カヌー	1艇 1時間	100円	1人乗り
	ローボート	1艇 1時間	200円	4人乗り
	ウインドサーフィン	1艇 1時間	500円	1人乗り
	スタンドアップパドルボード	1艇 1時間	500円	1人乗り

備考

- 1 利用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。
- 2 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

- 3 市外者が利用する場合は、この表の額の倍額とする。
- 4 南有馬武道館の冷暖房を利用する場合は、1時間当たり1,000円を加算する。ただし、冷暖房使用料は、免除の対象としない。
- 5 有家総合運動公園多目的芝生広場を入場料を徴収して利用する場合（営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。）は、昼間の利用については1時間当たり500円、夜間（照明利用時）の利用については1時間当たり5,000円とする。
- 6 南島原市多目的運動広場を入場料を徴収して利用する場合（営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。）は、この表の額の5倍の額とする。